

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年七月奈良県条例第六号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定に基づき、改正条例の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う経過措置)

第二条 改正条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。